

「協働推進基金」NPO活動資金助成申請を受け付けます

この基金は皆さんの寄附により運営しています

19年度は、1事業当たり助成限度額50万円、
助成総額300万円に拡充して実施します

区では、区内で活躍するNPO法人に活動資金を助成するため「協働推進基金」を設置しています。

今回は、19年度のNPO活動資金助成の申請についてお知らせします。NPOの活動資金助成や登録NPOの活動状況等は、新宿区ホームページの「協働のひろば」でご覧いただけます。

【問合せ】地域調整課コミュニティ係（本庁舎1階）☎ (5273) 3872へ。

● 19年度NPOの活動資金助成の申請

【対象】事前に区に登録したNPO法人で、区民の方を対象とした特定非営利活動促進法に基づき行う「特定非営利活動にかかる事業」で、助成決定の日から翌年の3月31日までに事業が終了するもの

【助成の基本方針】（助成を行うNPOの事業）

◎区が第四次実施計画で取り組む4つの課題の解決に向けた事業

◎助成により新たな事業のスタートまたは継続的事業のステップアップにつながるもの

◎多くの区民の方の社会貢献活動の啓発に役立つもの

◎NPOの専門性、先駆性を生かし自主的に行う事業

【助成限度額等】年間50万円（助成対象事業費総額の2分の1以内）

※申請は1団体につき1事業のみです。助成内容等詳しくは、同課で配布する案内をご覧いただくか、新宿区ホームページをご覧ください。

【審査】5月上旬に1次審査（書類選考）、5月下旬に2次審査（公開プレゼンテーション）を実施し、6月上旬に決定します。

【申請・問合せ】4月25日（木）までに「協働推進基金助成金申請書」を直接、地域調整課コミュニティ係（本庁舎1階）へ。申請時に10分程度のヒアリングを行いますので、事前に同課にご連絡ください。見積書等の資料を提出していただく場合があります。

■18年度の「協働推進基金」NPO活動資金助成実績

23団体の助成申請があり、そのうちの9団体の事業に助成しました（助成総額200万円）。

● NPOの区への登録

【対象】次のすべての要件を満たすNPO法人。①主たる事務所と特定非営利活動を行う活動拠点が新宿区内にある、②事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が50%以上ある、③区民の方を対象とした非営利活動事業を行い、かつその事業計画がある

※詳しくは、同課で配布する案内をご覧いただくか、新宿区ホームページをご覧ください。

● NPO活動資金助成・登録に関する説明会

【日時】4月10日（火）午前10時から

【会場】区役所本庁舎3階302会議室

【対象】区内のNPO法人

【申込み】電話かファックス（法人名・電話番号・参加人数を記入）で地域調整課コミュニティ係（本庁舎1階）☎ (5273) 3872・Fax (3209) 7455へ。説明会終了後に登録申請を受け付けます。希望する方は必要書類を確認の上、お持ちください。



NPO法人森とでんえん俱楽部～森林体験教室での火おこし体験

NPO活動への寄附を通して「社会貢献」をしませんか？

● 区民の方・事業者の皆さんへ

皆さんからの寄附金を積み立てて「協働推進基金」とし、NPO法人へ活動資金を助成します。寄附金の額に制限はありません。また、皆さんの意思をできる限り尊重し、寄附をしたいNPO活動の分野・団体を希望できます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【寄附の方法】電話で寄附申出書を地域調整課コミュニティ係☎ (5273) 3872へ請求してください。申出書は地域調整課・特別出張所でも配布しています。寄附金は直接窓口にお持ちいただくか、振り込みの方法で受け付けます。

【税制上の優遇措置】協働推進基金にご協力いただくと、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

◎18年12月1日～19年3月30日に、協働推進基金に寄附をしていただいた皆さんです。ご協力ありがとうございました。

寄附者の名称・寄附の金額（敬称略）

新宿どんぐりの会…10万円、（有）四谷市場山崎米店…100万円、匿名3件…1002万5千円

ベンチャー企業道場しんじゅく

● 派遣を希望する企業を募集

区内の中小企業や創業者で、経営上の改善や課題解決を図りたい方、株式公開や経営革新を目指す方に、経営の専門家である企業育成指導者（公認会計士、中小企業診断士等）を毎月1回程度派遣します（無料）。

千代田区と中央区の区民保養施設が利用できます

区は、千代田区および中央区と連携し、相互の保養施設について、それぞれ区民優先の受け付け後、空き室の利用を進めていきます。料金や施設等、詳しくは各区のホームページをご覧いただき、直接お問い合わせください。

▶ 千代田区の保養施設

①箱根千代田荘（神奈川県箱根町）…箱根登山鉄道強羅駅から徒歩5分

【問合せ】箱根千代田荘☎ 0460(86) 1150へ。

②湯河原千代田荘（神奈川県湯河原町）…JR東海道線湯河原駅からバス20分

【問合せ】湯河原千代田荘☎ 0465 (63) 1153へ。

③嬬恋自然休養村（群馬県嬬恋村）…

【派遣期間】平成20年3月まで

【申込み】申込書に必要書類を添えて5月10日（木）までに商工観光課（〒160-0023西新宿6-8-2、BIZ新宿4階）☎ (3344) 0702へ。選考で派遣先を決定します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】千代田区保養施設担当☎ (5211) 4181へ。

▶ 中央区の保養施設

①伊豆高原荘（静岡県伊東市）…伊豆急行伊豆高原駅からバス5分、下車徒步3分

②ヴィラ本栖（山梨県富士河口湖町）…富士急行河口湖駅からバス40分、下車徒步15分

【問合せ】中央区地域振興課☎ (3546) 5623へ。

▶ 新宿区の保養施設

詳しくは、広報しんじゅくの毎月25日号をご覧ください。

【問合せ】文化国際課文化国際係（本庁舎1階）☎ (5273) 3504へ。

携帯電話版ホームページ「モバイル新宿区」を開設

http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html

新宿区ホームページに掲載している情報の一部を、携帯電話からご覧いただけます。携帯電話でホームページが閲覧できるサービス（i-mode、EZweb等）を契約している場合、利用できます。上記の携帯電話用アドレスを入力していただくか、右記の二次元コードを読み取ってご利用ください。



中小企業向け制度融資



19年度 ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の新設、環境保全資金の拡充

【融資の種類・貸付額等】左表のとおり

【対象】次のすべての条件を満たす中小企業者の方。①区内に本店（営業の本拠）があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業している（創業資金については、区内に本店（営業の本拠）をおいて創業しようとする等）、②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、③住民税・事業税を滞納していない

※個人事業の場合、事業所が区外でも、区内に1年以上居住していれば利用できるようになりました。

● 融資資金の新設・拡充

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する企業を支援するために「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」による優遇資金融資を新設しました。また、環境保全資金も優遇資金融資として拡充し、ISO14001の取得や緑化の推進資金等にも利用できるよう、対象を拡大しました。詳しくは、お問い合わせください。



【問合せ】商工観光課（BIZ新宿4階）☎ (3344) 0702へ。